

令和8年度 生活指導の方針について

1 指導の重点と理念(目標)

「良き社会人になるための資質・能力を育む」

- (1) あいさつをコミュニケーションの第一歩とし、そこから、生徒同士の良好な人間関係の構築につなげ、相手の良いところを認め合う心を養う。
- (2) 生命の尊さを知り、健康で安全な生活ができる生徒集団を育成する。
- (3) ルールを正しく捉え、集団生活の中で人と協調し生活する。
- (4) 基本的な生活習慣を確立させ、意欲的に学力や体力の向上を図る。

- (1) あいさつをコミュニケーションの第一歩とし、そこから、生徒同士の良好な人間関係の構築につなげ、相手の良いところを認め合う心を養う。

社会におけるトラブルの多くが、人間関係の問題で起きています。学校では人間関係のトラブルからいじめに発展してしまう場合があります。そのような事態を少しでも減らせるよう、あいさつを基本とし、そこから良好な人間関係の構築を図り、コミュニケーション能力の高い生徒の育成に努めます。

《 具体的方策 》

- ① 教職員自ら生徒へあいさつすることにより、あいさつの習慣化を図ります。
- ② 学期初めのあいさつ運動だけでなく、生徒会役員や風紀委員を中心に、生徒によるあいさつ運動を行い、生徒同士であいさつができる環境づくりを行います。
- ③ SNS 中山ルールに基づき、携帯電話、スマートフォン、インターネットやSNSの適切な使用方法を身に付けさせます。

- (2) 生命の尊さを知り、健康で安全な生活ができる生徒集団を育成する。

これからの社会の中で、生徒が主体的に生きていくために、自他を尊重する心を養い、危険を自ら回避し、安全に生活ができるよう、危機回避能力の向上に努めます。

《 具体的方策 》

- ① 安全指導のより一層の充実を目指し、月に一度の安全指導日のみならず、日頃から安全についての指導を生活指導部が中心となって行っていきます。
- ② 喧嘩、暴力行為、いじめなど、人を傷つける行為が起きないように、全教職員が学校生活全般にわたって指導します。また、いじめに関しては「学校いじめ防止基本方針」に則り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。
- ③ あらゆる災害やトラブルを想定した避難訓練を行い、生徒の安全への意識の向上を図ります。

(3) ルールを正しく捉え、集団生活の中で人と協調し生活する。

中山中学校の最大の特徴でもある「ノーチャイム」の意義を理解し、社会生活の基本である「時間を守る」という意識を徹底させます。その上で、集団の一員として生活するには様々なルールがあり、それらを遵守することにより、健全な集団生活が営まれることを理解させる指導を行います。

《 具体的方策 》

- ① 時間を守ることを徹底させるために、予鈴登校やノーチャイムの意義を学期初めに理解させます。
- ② 生活のきまりを年度当初に生徒へ丁寧に説明し、中山中学校のルールを理解させます。
- ③ 委員会活動、行事での実行委員、部活動、その他生徒の自治的活動の強化を図ることで、生徒同士が協調する意識を高めます。
- ④ 標準服の正しい着方を指導し、身なりを整える意識を高めます。

(4) 基本的な生活習慣を確立させ、意欲的に学力や体力の向上を図る。

学力、体力等のあらゆる能力を伸ばすには、意欲的に活動することが大切です。そのためには、基本的な生活習慣を身に付け、心身共に健康な状態を維持することが重要です。睡眠、食事、体調管理、体力の向上等、生徒が自分の力で、健康な身体をつくることのできるよう指導します。

《 具体的方策 》

- ① 電子メディア(テレビ、DVD、パソコン、スマートフォン、携帯電話、家庭用ゲーム機など)の利用方法の改善に努め、学習時間や睡眠時間を確保できるよう指導します。
- ② バランスの良い食事や栄養を摂るためだけでなく、食事の準備や片付けを習慣付けることで、心身共に健やかに成長することを目指して、食育指導を行います。

2 生活指導の心得・留意事項

- (1) 一人ひとりの生徒をかけがいのない人格として大切に、指導にあたります。
- (2) 問題行動の早期発見・早期解決のために、生徒が抱えている問題や悩みを見落とさないよう、教職員間で生徒の様子や小さな変化等の情報を共有します。
- (3) 問題行動発生時は、報告・連絡・相談を確実に、かつ速やかに行い、全教職員が共通理解の上、指導にあたります。
- (4) 問題行動の現象面ばかりを追わず、その裏にある本質にかかわる指導を行います。
- (5) 生徒と教師の間に温かい人間関係をつくるように努めます。甘やかしや迎合ではなく、許されない行動に対して、毅然とした態度で指導にあたります。
- (6) 普段の授業、学活、清掃、昼食、休み時間、委員会活動、部活動等、学校生活のあらゆる場面を、生活指導の基本的な場としてとらえて、指導にあたります。
- (7) 生徒に最も近いのは担任ですが、問題行動の質によっては、生活指導主任をはじめとした、全教職員で指導にあたります。
- (8) 服装、持ち物、髪形などの指導は、初期指導をしっかりと行い、継続します。

- (9) 「生活のきまり」を生徒によく理解させ、指導します。
- (10) 指導する場合は生徒の人格を十分に尊重し、言葉遣い等の指導環境に注意を払います。
- (11) 外部機関への対応は、校長、副校長、生活指導主任が行います。
- (12) 教室をはじめとした、校舎内外を問わず学校全般の環境整備、美化に努めます。
- (13) 破損行為のあった場合は速やかに管理職や用務主事、事務に報告し、補修や修繕を行います。
- (14) 上級生・下級生又は卒業生との不適切なつながりをもたないよう、指導します。

3 暴力的な指導(体罰)防止に向けた取り組みについて

体罰は違法行為であり、生徒の心身に深刻な影響を与え、教職員及び学校への信頼を失墜させる行為です。生徒一人一人の良さや可能性を引き出し、信頼関係に基づいた指導を進めることが大切です。以下は本校の体罰防止に向けた取り組みです。

(1)体罰防止スローガンの設定

校内スローガン「笑顔を出して、手を出すな！」(平成30年度より)のもと、全教職員の共通理解の上で指導に当たります。

(2)校長、副校長による体罰根絶に向けた面接、研修の実施

体罰防止に向けて、年1回体罰に関する研修を行い、生徒の人権を尊重した教育の徹底を再確認します。アンケートを実施し、それらの実態を調査します。また、場合によっては、校長や副校長が教職員、生徒へ面接を実施し、暴力的な指導についての聞き取りを行います。

(3)アンケート調査、面接の実施

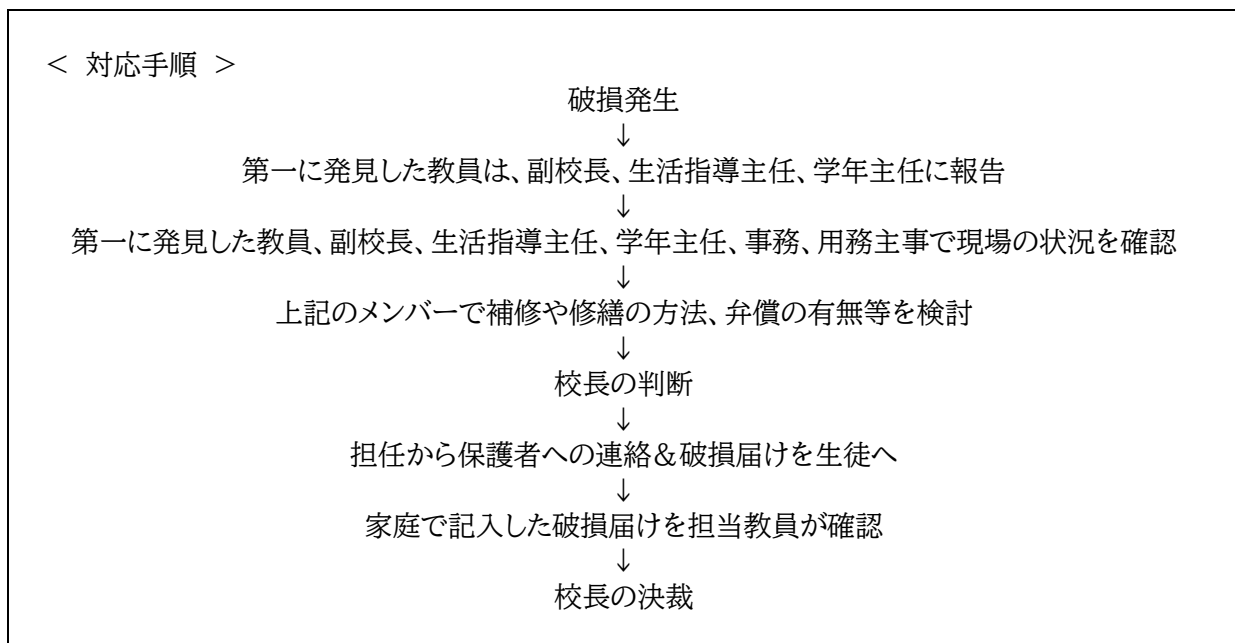
「いじめ・いやがらせアンケート」や「心の週間」の面談など、生徒の心に向き合う指導を、組織的・計画的に行います。

(4)体罰防止セルフチェックの実施

全教職員が毎月、チェックシートで日常の指導を振り返り、自己点検をします。

4 破損発生時の対応・事務手続き等

(1) 公共物の破損への対応



(2) 物品購入・貸し出し

- ① 儀式的行事の際には全員がネクタイ・リボンを着用します。ネクタイ・リボンを忘れた生徒には貸し出します。ただし、貸し出せる数には限りがあります。
- ② 体育着や体育館履きの購入は保健体育科の教員に相談の上、生徒が記入した申込用紙と現金を担当が預かります。後日、納品された物を担任経由で生徒へ渡します。
- ③ 昼食を忘れた生徒には、カロリーメイトを1個100円で販売します。

(3) 落とし物

落とし物は、担当教員を通して、職員室前のロッカーに展示します。生徒からの申し出があった場合、返却します。その際に、改めて自分の持ち物に記名をする指導、持ち物の管理を徹底する指導を行います。